商工あきた

NOVEMBER 11 2009

秋田で元気に！

1 知事懇談会への要望内容等を協議！ … 1
～平成21年度第２回理事会を開催～

2 組合と環境重視社会への対応 …… 2

3 労働基準法の一部改正法が成立 …… 4
～平成22年4月1日施行～

○中小企業等協同組合法施行60周年並びに
中小企業団体の組織に関する法律施行50周年記念式典 … 5
○日本列島組合探検隊…… 6
○景況レポート9月分 …… 7
○話題の広場
中央会事業より…… 8
アラカルト…… 8
インフォメーション…… 9
支援団体活動レポート…… 10

SPECIAL FEATURES-1

TOPICS 1 トピックス

知事懇談会への要望内容等を協議！
～平成21年度第２回理事会を開催～

10月21日㈬、本会の平成21年度第２回理事会を秋田市のホテルメトロポリタン秋田において開催した。

開催にあたり米澤会長は、「政権交代となり、補正予算の取り扱いや来年度予算の中身等はまだよく見えない状況にある。地区別代表者懇談会では、各地域振興局及び市役所の部長クラスにも出席頂き、地域の実情や要望を積極的に伝えてきたが、今後も国や県、市町村などに対し、中央会としてできることを着実に実施していきたい。」と挨拶した。

引き続き、議案の審議が行われ、会員の加入・脱退の承認を始め、上半期の事業遂行状況や平成22年度予算の要望、11月4日㈬に開催予定となっている知事懇談会の内容等についての報告及び協議が行われた。

なお、上半期の事業遂行状況のうち、地域力連携拠点事業については、本会の支援により県のフェニックスプラン21が１件認定済みであり、農商工連携についても、年度内に２件の認定を目指して支援中であることが報告された。

また、県等に対する建議・陳情については、会員組合との連名で３件の要望書を提出しており、積極的に会員組合の活動支援に当たっていることが報告された。

さらに、知事との懇談会で提案する要望項目については、中小企業の厳しい現状を踏まえ、知事に強く訴えてもらいたいとの声が多く聞かれた。知事懇談会の内容については、来月号でお知らせします。

SPECIAL FEATURES-2

TOPICS 2 トピックス 組合と環境重視社会への対応

鳩山新政権が CO_2 の排出削減の中期目標を 25%に引き上げるなど、企業活動における省エネや CO_2 削減等への取り組みは、中小企業にとっても身近な状況になりつつある。しかし、これらの取り組みは、新たな設備投資が必要となることも多いため、十分な検討と準備が必要である。

このような中、既に環境対応型の取り組みを実施し、活路を見出そうとしている組合もある。今回はその取り組みの一部を紹介するとともに、環境面に関する補助制度について紹介する。

木質バイオマス発電で大手企業から環境付加価値収入

～能代森林資源利用協同組合～

能代森林資源利用協同組合（鈴木光雄理事長、6組合員）では、組合の共同事業として木質バイオマス発電を行っているが、この電力が自然エネルギーにより発電された電力（グリーン電力）であるとして、電気自体の売電収入とは別に、日本自然エネルギー株式会社（本社：東京都、出資企業：東京電力㈱、住友商事㈱、三井物産㈱、東北電力㈱ほか）から年間約 2,000 万円の「環境付加価値収入」を得ている。

「環境付加価値収入」のしくみ

日本自然エネルギー㈱は、グリーン電力証書システムにより、自然エネルギーの取引の仕組みを構築している。

具体的には、省エネルギー・CO_2 排出節減など、自主的な環境対策のひとつとして、自然エネルギーの利用を希望する企業・団体から発電を受託し、自然エネルギー発電事業者（能代森林資源利用㈱）へ発電を再委託する。発電事業者は、発電した電気を地元の電力会社へ売電又は発電事業者自らの工場等で利用することにより、売電収入とは別に、企業・団体から受託料収入（環境付加価値収入）を得ることができる。

なお、自然エネルギーによる発電実績は、中立的な第三者機関の認証により「グリーン電力証書」として企業・団体に発行され、企業・団体は使用した電気を自然エネルギーを利用して発電したものとみなすことができる。これにより、グリーン電力証書に記載された電力量を、換算係数を用いて CO_2 の削減量に換算し、自主的な環境対策として活用（アピール）できるといったメリットがあり、ソニー㈱やアサヒビール㈱を始め、平成 21 年 9 月 30 日現在で 195 企業・団体が契約している。

一方、発電事業者側では、電気自体の売電収入のほかに、環境付加価値収入が得られるため、設備の維持・拡大等が行えるといったメリットがある。

木質バイオマス発電とは？

樹皮や製材廃材などを燃やした熱で蒸気を作り、その蒸気の圧力でタービンを回して電気を作ることを「木質バイオマス発電」という。（下図参照）

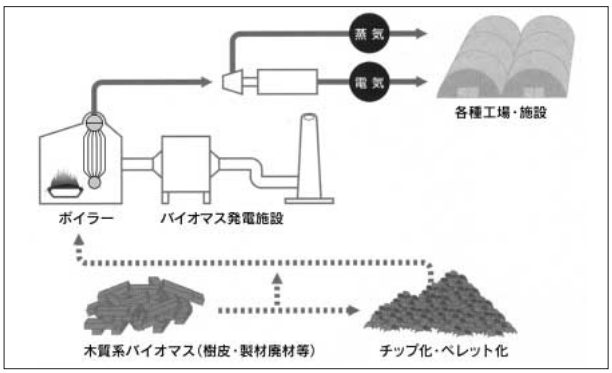

取引までの経緯

当組合が設立される前年（平成 12 年）に「廃棄物処理法」が改正され、木材関係者は、従来通り各製材所等で樹皮・製材端材などを引き続き焼却処理する場合は、ダイオキシンの基準値をクリアすることが義務付けられた。このため、新規設備の導入や既存設備の改良の必要があったが、各企業での対応では大きな負担であったため、地域の企業で組合を設立し、木質バイオマス発電事業を開始した。

当初、燃料となる樹皮・製材廃材等は、組合が組合員等から処理費用をもらって受け入れていたが、その後の需給バランスの変化により、組合が買い取らなければ入手出来なくなった。このため収益が悪化していたが、日本自然エネルギー㈱からのコンタクトがあり、平成 19 年度から取引が始まった。同組合の赤塚康男副理事長は、「環境付加価値収入は、組合の事業運営に大きく役立っている。今後は、蒸気が売却可能となることも期待している。」と話している。

能代森林資源利用（協）のバイオマス発電施設

国産材の循環利用を促進する「SGEC 森林認証制度」の認定を受け、組合の活性化を目指す
～子吉川森林保全センター協同組合～

子吉川森林保全センター協同組合（三浦稔理事長、5 組合員）では、組合員である有限会社猪股林業が「『緑の循環』認証会議」（以下、SGEC）の森林認証制度の認証を受け、また、組合加工場も認証を受けるなど、認証材の生産・販売を通じて、組合の活路を開こうと取り組んでいる。

SGEC の森林認証制度は、持続可能な森林経営が行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材等に認証ラベルを貼ることなどにより、消費者がこれらの林産物を選択し、購入できるようにする民間主体の制度である。

SGEC 森林認証の取得のきっかけ

認証を取得したきっかけについて、同組合の猪股市郎専務理事は、「消費者にとって環境に優しい林産物であることの証明となり、環境意識の高い方へのアピール力が増す。また、国内クレジット制度を利用した CO_2 排出権の売却も見据えている他、入札における総合評価方式の加点につながる。」と話しており、組合全体の活性化に結び付けて行こうとしている。

SGEC 認証材を全面使用した㈲猪股林業社屋

中小企業の環境･エネルギーへの取り組みに対する国の主な支援

（1）国内クレジット制度の活用促進支援

大企業等の技術･資金により中小企業等の CO_2 削減を進める「国内クレジット制度」の活用が期待される中小企業等を対象に、①専門家による CO_2・省エネ診断（無料）、②専門家による「排出削減事業計画」の作成支援（無料）、事業計画の審査費用の支援（上限 50 万円）を行います。

※　国内クレジット制度とは？

中小企業等が大企業から資金や技術の提供を受け、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を削減した場合、その削減量を第三者認証機関から認証を受け、「削減量 = 国内クレジット（排出権）」として、大企業が自ら削減したものとみなす制度である。

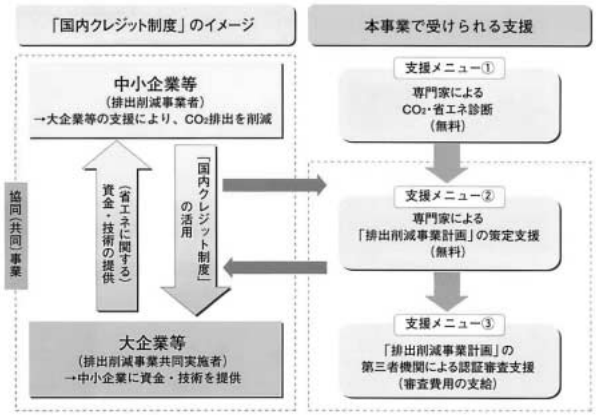

（2）新エネ･省エネ設備導入支援

○　先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助（1/3）します。

特に、中小･小規模企業への新エネルギーの普及を拡大するため、対象設備に係る要件緩和を引き続き実施します。

○　省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると認められる省エネ設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助（1/3）します。

また、省エネ設備･機器などを導入する中小企業に対し、政府系金融機関から低利融資を行います。

○　エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）の対象設備を導入した場合には、初年度即時償却（取得価額の全額（100%））ができます。

（3）ESCO 事業の活用促進支援

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー効果からその一部を報酬として受取る ESCO 事業の活用促進を図るため、ESCO を活用した省エネルギー事業に係る費用の一部を補助（1/2）します。

さらに、工場･事業場等における省エネ技術･設備の導入可能性に関する診断事業、説明会の開催等を実施します。

○各制度のお問い合せ先

○国内クレジット制度の活用促進支援
　本会工業振興課（☎ 018-863-8701）
○新エネ設備導入支援
　資源エネルギー庁　新エネルギー対策課
　（☎ 03-3501-4031）
○省エネ設備導入支援･ ESCO 事業の活用促進支援
　資源エネルギー庁　省エネルギー対策課
　（☎ 03-3501-9726）

SPECIAL FEATURES-3

TOPICS 3 トピックス

労働基準法の一部改正法が成立
～平成 22 年 4 月 1 日施行～

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」が平成 22 年 4 月 1 日から施行されます。

具体的には、時間外労働の割増賃金率の引き上げや年次有給休暇の時間単位での取得に関する内容となっております。その主な内容は次のとおり。

1　割増賃金引き上げなどの努力義務が労使に課されます　～企業規模にかかわらず、適用～

○　1 か月に 45 時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、次の 3 つが必要となります。

①特別条項付きの時間外労働協定では、月 45 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

②上記①の率は法定割増賃金率（25%）を超える率とするように努めること

③月 45 時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること

2　時間外労働の割増賃金率が引き上げられます　～中小企業は当分の間猶予～

○　1 カ月に 60 時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の 25% から 50% に引き上げられます。ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは猶予されます。

※　割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。休日労働（35%）と深夜労働（25%）の割増賃金率は、変更ありません。

※　中小企業の割増賃金率については施行から 3 年経過後に改めて検討することとされています。

○　事業場で労使協定を締結すれば、1 か月に 60 時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分（25% から 50% に引き上げた差の 25% 分）の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。

※　この有給の休暇は、長時間の時間外労働を行ったときから一定の近接した期間内に、半日単位などまとまった単位で付与することが考えられますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。

○　労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の 25% の割増賃金の支払は必要です。

※　労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50% の割増賃金の支払が必要です。

時間外労働に対する割増賃金率の仕組み

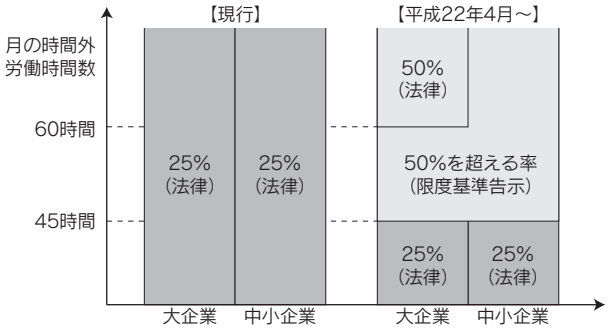

3　時間単位での年次有給休暇の取得が可能になります　～企業規模にかかわらず、適用～

○　現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1 年に 5 日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

※　所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

※　1 日分の年次有給休暇が何時間分の年次有給休暇に当たるかは、労働者の所定労働時間をもとに決めることになりますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。

○　年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

※　例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。

詳しくは、厚生労働省のホームページ（下記）をご覧頂くか、本会調査広報課（☎ 018-863-8701）までお問い合わせ下さい。

URL　http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html

受賞おめでとうございます！

中小企業等協同組合法施行 60 周年並びに
中小企業団体の組織に関する法律施行 50 周年記念式典

去る 10 月 29 日㈭、東京都「ANA インターコンチネンタルホテル東京」において、中小企業等協同組合法施行 60 周年並びに中小企業団体の組織に関する法律施行 50 周年記念式典が開催され、次の方々が受賞されました。受賞されました皆様方の今後益々のご隆昌とご健康を御祈念申し上げます。

（敬称略）

大臣表彰・中小企業庁長官表彰

Ⅰ　中小企業等協同組合法施行 60 周年記念関係

1　経済産業大臣表彰

＜優良組合＞

秋田県火災共済協同組合

2　財務大臣表彰

＜組合関係功労者＞

原田　啓藏（秋田たばこ販売協同組合）

3　中小企業庁長官表彰

＜優良組合＞

協同組合横手卸センター

秋田県葬祭業協同組合

＜組合関係功労者＞

藤木　啓二（あきた共通商品券協同組合）

塩田　謙三（秋田県南トラック事業協同組合）

Ⅱ　中小企業団体の組織に関する法律施行 50 周年記念関係

1　経済産業大臣表彰

＜組合関係功労者＞

最上　育平（秋田県中古自動車販売商工組合）

2　中小企業庁長官表彰

＜優良組合＞

秋田県自動車整備商工組合

全国中小企業団体中央会会長表彰

Ⅰ　中小企業等協同組合法施行 60 周年記念関係

1　伊多波朝恵（北鹿電気工事業協同組合）
2　青山　京子（秋田県トラック運送事業協同組合）
3　日沼　　勤（秋田県火災共済協同組合）
4　佐藤きぬ子（秋田県南電気工事協同組合）
5　瀬浪　幸雄（秋田ハイタク事業協同組合）
6　藤原富士子（大曲仙北電気工事協同組合）
7　戸田　一夫（協同組合横手卸センター）

Ⅱ　中小企業団体の組織に関する法律 50 周年記念関係

1　山内　良子（秋田県生コンクリート工業組合）
2　田中　　寿（秋田県自動車整備商工組合）
3　村山恵津子（由利本荘自動車整備協業組合）

平成21年度　新春経営トップセミナーのご案内

本会主催の平成 21 年度新春経営トップセミナーを次の日時に開催致します。組合の皆様多数のご参加をお待ちしております。

○日　時　平成 22 年 1 月 22 日㈮　セミナー：午後 3 時～ 5 時　賀詞交歓会：午後 5 時～

○場　所　ホテルメトロポリタン秋田「ジュエル」

○テーマ　「一流スポーツ選手の強さの秘訣と健康法
～湯浅教授のエンジョイエイジング～」

○講　師　中京大学体育学部　教授　湯浅景元（ゆあさ　かげもと）氏

○講師プロフィール

1947 年、名古屋市に生まれる。中京大学体育学部卒業、東京教育大学大学院体育学研究科修了後、東京医科大学で学ぶ。医学博士、体育学修士。講演では、これまでに測定したイチロー、タイガーウッズ、清水宏保、高橋尚子、室伏広治等の一流スポーツ選手の強さの秘訣と、スポーツ科学に基づいた簡単な健康法を紹介いたします。

※お申込み等の詳細につきましては、次号でお知らせ致します。

日本列島 組合探検隊

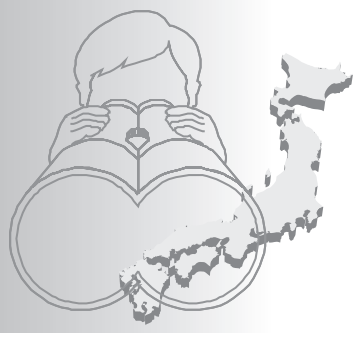

組織・機能を活かした事業展開　災害時における廃棄物の無償収集運搬による社会貢献

～新潟県環境整備事業協同組合（新潟県）～

◆背景と目的

企業の社会貢献あるいは地域との共生が求められる昨今、組合としてもCSR（企業の社会的責任）の一環として取り組む必要があると認識し、当事業をスタートした。その目的は、災害時において無償で（概ね1週間）し尿・浄化槽・一般廃棄物の収集運搬を行うことにより、業界並びに組合の地域貢献と社会的地位の向上を図るものである。

当組合員企業は、それぞれ市町村からの委託や許可によって事業を行っている。また、災害時における当業界の機能の重要性を考えると、協同組合を中心とする社会貢献活動が、業界の社会的地位の向上につながるものと期待できる。

◆事業・活動の内容

平成7年の阪神・淡路大震災におけるし尿や廃棄物の運搬処理の重要性を鑑み、平成16年6月、新潟県と「災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る無償救援等に関する協定」を締結した。体制作りにおいては、組合内に緊急時の防災体系図（連絡網）を作成し、支援依頼の方法等を確立した。

協定直後の平成16年7月、豪雨による災害時に、三条市へ40車両163人、旧栃尾市に5車両10人、見附市に13両26人を派遣。平成16年10月の中越地震においては、県内10市町村に1カ月以上に亘り372車両752人を派遣。平成19年7月の中越沖地震においては、3カ月に亘り245車両を派遣した。

◆成果

①社会的認知度の向上、②組合員の団結、③CSR意識の浸透が成果として挙げられる。また、県との関係において、相互の情報提供・共有と協議により、お互いの事業に関する理解が深まった。

組合においては、災害時のし尿や家庭ゴミの収集運搬処理体制について、ノウハウの蓄積が行われ、組合員においては、CSRや社会貢献の重要性について理解が深まった。また、組合員企業の社会的存在意義について認識を新たにすることができ、モチベーションの向上に寄与した。

【組合の概要】
所在地：新潟県新潟市中央区万代4-9-6
電　話：025-255-1004
設　立：昭和48年2月　　組合員：98名

環境重視社会への対応　ゴミ焼却灰から作った環境に優しいエコセメントを実用化

～千葉県コンクリート製品協同組合（千葉県）～

◆背景と目的

平成12年9月「都市ゴミ焼却灰を用いた鉄筋コンクリート材料に関する研究」として、千葉県から「エコセメントを用いたコンクリート製品の実機製造試験」の依頼を受けたのが端緒で、国の公共事業の削減政策による仕事量の減少と、世界規模で環境問題がクローズアップされてきたことから、社会に貢献しながら業界が生き残っていくための方策として製品化に向けた取り組みを行うこととした。

◆事業・活動の内容

事業に際し、①組合員の1工場を無償で約1年半実験工場として協力が得られたこと、②組合で不足する高度な技術や人数をセメント会社の技術者に参加してもらいプロジェクトチームを編成できたこと、③組合員工場の製造設備、実験用機械器具、試験設備を無償利用できたことなどが大きな成功要因となっている。また、資金面では組合で製品の開発（特許2件、意匠5件）を行い、組合員との契約による実施権、ランニングロイヤリティや資財の共同購買による収入を事業に充当できたことも大きな要素となっている。

◆成果

社会に貢献しながら業界が生き残っていくための方策として、世界で初めてゴミ焼却灰から作ったエコセメントによるコンクリート製品を生み出すことができた。これらの取り組みを通して組合員の協調力が養われ、新規事業への取り組みも活発に出来るようになったことの意義は大きい。

【組合の概要】
所在地：千葉県千葉市中央区富士見2-22-2
電　話：043-227-6843
設　立：昭和43年12月　　組合員：26人
ＵＲＬ：http://park6.wakwak.com/～concr/

※本コーナーは、全国中央会が取り纏めた「先進組合事例」をもとに編集しています。

景況レポート

9月分　情報連絡員 80 名

自動車販売は 3カ月連続して好調

～建設業界は先行き不安の声～

景気概況

9月分の県内景況は、前年同月と比較して、景況が「好転」したとする向きが5.0%（前月調査7.5%）、「悪化」が60.0%（同55.0%）で、業界全体のDI値は－55.0となり、前月調査と比較し7.5ポイント下回った。

内訳として、製造業全体のDI値は－53.1で前月調査（－65.6）に比べ12.5ポイント上回った。また、非製造業全体としてのDI値は－56.2で前月調査（－35.4）に比べ20.8ポイント下回った。

（回答数：80名　回答率：100%）

業界全体好転悪化割合［前年比／同月比］

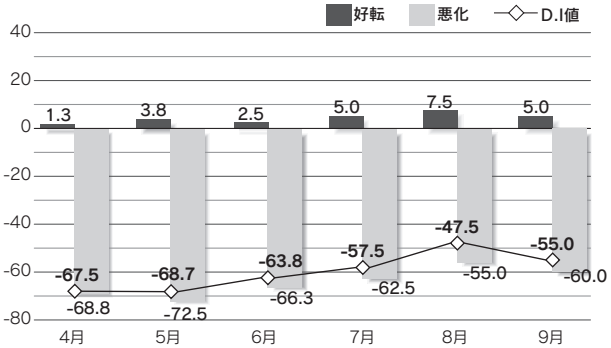

※DI値とは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で、増加（好転）したとする企業割合から、減少（悪化）したとする企業割合を差し引いた値です。

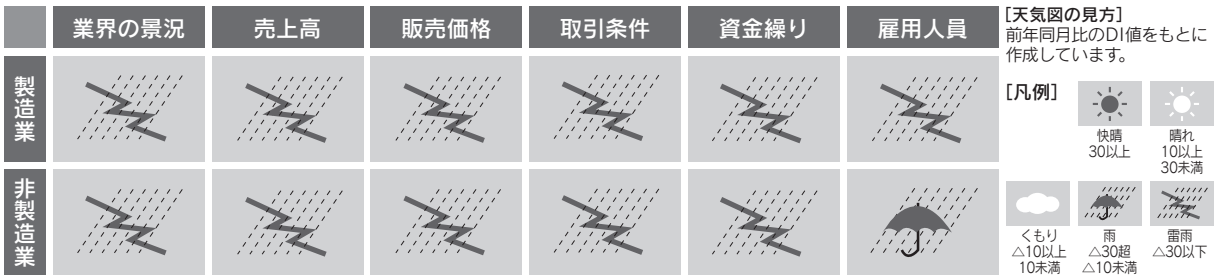

業界の声

豆腐製造	9月は残暑が少なかったことが影響し、前年同月比では若干売上が増加した。しかし、回復基調には程遠い。
味噌醤油製造	8月分の出荷量は、前年同月比で味噌が90.3%、醤油は122.6%で推移した。
清酒製造	8月分の清酒出荷量は1,540 kℓで、前年同月比102.8%で推移した。タイプ別では、吟醸酒が前年同月比で100.1%、純米酒が102.8%、本醸造酒が91.1%、レギュラー酒が105.6%という状況になっている。
繊維・同製品	売り場は実需期に入っているが、売れ行き改善の情報はない。発注量も依然として増えていない。工場によってキャパシティの埋まり具合に格差があり、技術的に高度で特徴がある工場、短納期対応が可能な工場に受注が偏っている。
木材・木製品	住宅着工件数は前年同月比で大幅な減少が続いており、製材品の動きは悪い。原木価格は品不足気味から若干値上がり傾向であり、製品価格に反映されなければ製材工場に影響が出ることも予想される。
窯業・土石	4月～9月の出荷数量は前年比79%となった。8月、9月は前年同月比94～95%台に回復しつつあるが、依然として先行きは不透明である。
自動車販売	9月の新車販売台数は、登録自動車が2,784台（前年同月比116.6%）、軽自動車が2,049台（同92.8%）で、合計4,833台（同105.2%）であった。登録自動車は3カ月連続して前年同月を上回った。
石油製品	ガソリン1ℓ当たり124円で前月比1円の引き上げ、軽油は1ℓ当たり102円で前月比1円の引き上げ、灯油（配達込み）は18ℓ宅配で1,239円で前月比38円の引き上げとなった。価格競争が激しく、マージンの確保が難しい状況となっている。
商店街	一般消費者の買い控えにより収益が圧迫され、総じて商売は厳しい状況にある。［秋田市］ 雇用等の改善が進まず、景気回復の兆候は全く見られない。［鹿角市］
旅　館	シルバーウイーク効果で売上が増加した。宿泊施設サイドも景気の低迷による個人消費の落ち込みを懸念し、ツアー商品を多数設定したことも宿泊客数を伸ばした要因と思われる。
一般建築	公共工事の前倒し発注が停止した。資金繰りも厳しい状況である。

話題の広場

中央会事業より

IT 経営セミナーを開催！

去る9月25日㈮、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、本会の地域力連携拠点事業の一環として、IT 経営セミナーを開催した。

セミナーでは、株式会社スプラム（千葉県）の竹内幸治社長を講師に「Web を活かした革新的な経営戦略」と題して講演が行われた。

講演要旨は次のとおり。

○　Web の使い方は年々進化している。例えばグーグルの地図を出すと実際の画像表示までされる地点もある。顔の見えないネット販売で顧客に販売する企業の地図と画像が表示されれば安心を与えることができる。新しい技術をどんどん吸収するべき。

○　ネット人口 9,000 万人の 70% は PC と携帯の両方から使っている。携帯での情報提供を忘れるべからず。

○　日本の小売業の売上全体の 4% がネット販売であり、5 兆円を超えている。

○　ブログでの情報提供は必須。今日の昼飯を紹介しても無意味。ブログは「朝発行する自社の電子チラシ」と思うこと。※必ず朝書くこと。

○　経営効果を生むネット販売ページは、SEO で新規顧客獲得、デザインで安心感、顧客コミュニケーションの仕組みを追加して信用力をキーワードとし、必ず自社の決算公告を行うこと。どれか 1 つが欠けても失敗する。

○　無料のツールを使うこと。無料でコマーシャル画像が作れる「コマーシャライザー」、無料で動画を公開できる「YouTube」、無料でネットショップの仕組みが使える「MakeShop」等数限りなくある。

アラカルト

新商品開発で県のフェニックスプラン 21 に採択！　～臨海食品協業組合～

臨海食品協業組合（矢吹達夫理事長、5 組合員）では、県の平成 21 年度経営改革総合支援事業（フェニックスプラン 21）に応募し、事業計画が採択された。

採択となった事業テーマは、「新製品『飲む豆腐』の開発と販売」で、嚥下障害のあるお年寄りや離乳期の幼児向けに安全・安心・美味しい健康食品を提供することで、他者との差別化を図って行くことを目的としている。

矢吹理事長は、「業界では価格競争が激しく、収益の確保が極めて難しい状況となっている他、『安全・安心』や原料・製法にこだわった高付加価値商品への需要が高まっている。業態を変えて行かなければ、生き残れないという思いから、今回の取り組みを始めた。しっかりと結果を生み出して行きたい。」と話している。

矢吹理事長

なお、今回の申請に当たっては、本会の地域力連携拠点事業により派遣された専門家を活用して事業計画を作成しており、「専門家の力を借りることで、短期間で効率的に事業計画を練ることができた。」と矢吹理事長は話している。

地域力連携拠点をご活用下さい！
～ご相談・専門家派遣は無料です～

本会の「地域力連携拠点」では、組合及び組合員企業を中心とした県内中小企業の経営課題の解決に向けた活動を行っております。

具体的には、本会の応援コーディネーターが企業等を訪問し、経営上の課題の把握、戦略の立案等を支援しております。是非ご活用ください！

○ご相談・お問い合わせ先
本会　工業振興課（☎ 018-863-8701）

創立 40 周年記念式典を開催
～秋田県管工事業協同組合連合会～

10 月 23 日㈮、秋田市の秋田ビューホテルにおいて、秋田県管工事業協同組合連合会（太田光重理事長、3 組合員）の創立 40 周年記念式典が開催されました。

本組合は、昭和 44 年に任意組織としてとして発足し、平成 20 年 5 月に法人化しました。

当日は、組合員のほか、国土交通省総合政策局建設市場整備課の井上信吾企画専門官や堀井啓一秋田県副知事、本会からは米澤實会長が来賓として出席し、節目の年を盛大に祝いました。

なお、功労者表彰では、秋田県中小企業団体中央会々長表彰として、本会米澤会長が表彰状を授与しました。

挨拶する太田理事長

インフォメーション Information

県物品調達のお知らせ
～秋田県出納局総務事務センター～

秋田県は 10 月から、県の物品調達において、1 件あたり **10 万円以下の場合**、見積提出者を原則として**県内に本社・本店を有する県登録業者の皆さん**としております。

詳しくは、秋田県庁ホームページ「美の国あきたネット」（http://www.pref.akita.lg.jp/）の「電子入札・入札情報」をご覧下さるか、下記へお尋ね下さい。

○本件に関するお問い合せ先
秋田県出納局総務事務センター
物品調達・支払管理班（☎ 018-860-2740）

「ものづくり展示ホール」の展示品の募集について
～秋田県～

秋田県では、秋田県庁第二庁舎 1 階に整備する「ものづくり展示ホール」の展示品を募集しております。

○展示品の要件
・秋田県内に事業所がある企業により、秋田県内で製造されていること
・展示にあたり、特殊な工事、特別な費用を必要としないもの
・法律により製造、販売が禁止されていないもの
・危険でないもの
・知的財産権を侵害しない、またはその恐れがないもの
・その他展示に適さないものでないこと　ほか
※製品の広告、宣伝やその他営業的効果を目的とした展示ではありません。

○選考基準
次の観点を総合的に勘案した上で選考・決定
①海外から引き合いがある、全国的に販売されているなど技術や製品が対外的に評価されているもの
②県外政策的に育成・強化を図る分野の製品
例）電子部品･デバイス、輸送機械、医療機器･医薬品、環境・リサイクル産業　等
③秋田県の原材料による製品や独自の技術・製法を用いた製品など、“秋田ならでは”の製品や秋田に根ざした伝統工芸品など

○展示期間
平成 21 年 12 月上旬～平成 22 年 4 月末（予定）

○募集期間
平成 21 年 10 月 19 日㈪～ 11 月 11 日㈬ 必着

【お申し込み・お問い合わせ先】
秋田県産業経済政策課　企画・団体班
（☎ 018-860-2213）

11 月は「労働保険適用促進月間」です。
～秋田労働局～

労働者を 1 人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。
・労働保険は、「労働者災害補償保険」と「雇用保険」から成り立っています。
・労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を1人以上使用している事業主は、届出をして加入する義務があります。
・加入により、従業員の業務上の負傷や病気、通勤災害、失業した場合などの給付制度が適用されます。また、事業主に対する各種助成金制度もご利用になれます。

・手続きを商工会等の「労働保険事務組合」に委託されると、事業主、家族従事者も労働者災害補償保険に加入できる「特別加入制度」を利用できる利点があります。
・まだ加入されていない場合は、早急に最寄りの労働基準監督署かハローワーク（公共職業安定所）にご相談されるようご案内致します。

○お問い合わせ先
秋田労働局　総務部　労働保険徴収室
（☎018-883-4267）

官公需ポータルサイトが開設されました！
～中小企業庁～

経済産業省・中小企業庁は、国や独立行政法人、地方公共団体がインターネット上で提供している官公需情報を一元的に検索・閲覧できる「官公需ポータルサイト」の運用を10月1日から開始しました。

当サイトでは、受注内容別（物件・工事・役務）や地域別、発注機関別（国・県・市町村）に検索が可能となっています。是非ご活用下さい。

URL　http：//kankouju.jp/

電話機などのリース契約はじっくり考えてから。
悪質な事業者とのトラブルにご注意下さい！
～経済産業省～

【リース契約のポイント】
・中小企業は「事業者」として問われます。事業者間（個人事業主を含む。）の取引は、クーリング・オフ制度は対象とならず、契約後の中途解約もできません。
・リース物件の所有権は、リース期間が終了してもリース会社にあります。

※　契約をする際は、複数業者から見積りを取るなど、リース契約の内容、月額及び総額リース料、リース期間などをよくチェックしてから契約をするようにして下さい。

○お問い合せ先
社団法人リース事業協会
「電話機等リース相談専用ダイヤル」
（☎ 03-3234-2801）
（受付時間：平日 10:00 ～ 12:00 ／ 13:00 ～ 16:00）

支援団体活動レポート

平成21年度第1回研修会を開催
～秋田県アパレル産業振興協議会～

去る10月2日㈮、秋田市のホテルメトロポリタン秋田において、秋田県アパレル産業振興協議会（高橋練三会長、55会員）の平成21年度第1回研修会が開催され、「繊維・アパレル業界における情報化の必要性とその取り組み状況について～ITを活用して勝ち残るためのビジネスモデルの構築～」と題して、株式会社繊維情報システムセンター（東京都）の金谷範之社長が講演した。

講演では、「中国ではここ10年で「日本」規模の市場がもう一つ生まれ、また、従業員200～300人規模の工場は、日本並みに技術力が向上している。」等の説明があり、参加者は熱心に聴講した。

地域別懇談会を開催

～秋田県中小企業団体事務局協議会～

秋田県中小企業団体事務局協議会（鳥居史郎会長、53 会員）では、去る 10 月 9 日㈮、横手セントラルホテルにおいて、地域別懇談会を開催した。

懇談会では、「B-1 グランプリ開催と今後の展望について」と題し、横手市役所総務企画部市長公室の高橋智和副主査が講演した後、参加者が組合及び事務局運営の現状及び問題点等についての懇談を行った。

高橋氏の講演要旨は次のとおり。

○　横手やきそばが現在のような名物に格付けされるまでの道のりは容易ではなく、名物発掘の取り組みから考えると約 10 年の時間を要している。

○　横手市周辺の「やきそば」に特徴があることに気づいたのが平成 10 年頃であり、産品としての PR が検討されるようになった。そして平成 12 年に「横手やきそばプロジェクト推進本部」が結成されたが、その予算は無いに等しかった。

○　担当者が自費で食べ歩きを行い、データを収集し、約 3 ヶ月で市内の調査を終了させ、インターネットのホームページ等を活用した情報発信を行った。それがマスコミ等の注目を浴び、横手やきそばが広く周知される機会となった。

○　その後、平成 13 年には横手やきそば研究会、横手やきそば暖簾会などの PR 組織が設立し、平成 14 年頃からは職人育成もスタートさせたことで、業種を超えた取り組みとなり多くの市民が横手やきそばの PR に協力する結果となった。

○　第 1 回八戸大会では約 10 万人、第 2 回富士宮大会では 25 万人、第 3 回久留米大会では 20 万人と、B-1 グランプリは大規模イベントに成長しており、今年の第 4 回横手大会では約 27 万人の来場があったと報告されている。ふるさと村だけでなく、中心市街地でも開催することで、少しでも地域の活性化を図るようにした。

2009
11
Nov

商工あきた
平成21年11月1日発行（毎月1日発行）第594号
発 行／秋田県中小企業団体中央会　〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47　☎ 018-863-8701　FAX 018-865-1009　　印 刷／秋田活版印刷（株）　　定価280円